

# 近代期川崎における公害問題

——地域住民の集合行動に注目して——

香川雄一

## 一 はじめに

現在の川崎は日本でも有数の工業都市である。それに加えて工業化に伴う諸問題を経験してきた場所でもある。地域の拡張や土地利用の変化とともに、郊外住宅地のイメージも形成されつつあるのだが、「川崎」と聞いて思い浮かべるのは臨海部の工場群という人が大部分であろう。しかしながら工場は昔からそこにあつたわけではない。ある時期に工業化されて、そのような景観が作り上げられたのである。ではその前の川崎はどのような姿であつたのだろうか。さらにいかにして変化が生じたのだろうか。これは地域の歴史を知る上での基本的な視点である。そしてある地域の特徴を捉えるところに対象地域を設定する理由がある。

さて、川崎を研究対象として取り上げる意義は、日本の近代工業化や京浜工業地帯の形成過程を知るためというのが、これまでの視点であつたと思われる。しかし逆に古くからの川崎の居住者から見れば、変革の受容であり、その影響は日常生活にも大きな変化をもたらした。さらには工業の歴史と重なる公害という問題を経験することにもなつた。

そこで本稿においては、公害問題という地域住民にとって対処しにくい現象をえない現象に注目し、川崎を公害問題の影響を受けたひとつの地域として捉えることにする。

## 二 地域と公害問題

### (一) 公害史

近年の環境に対する関心の高まりによって、この分野の研究課題は世界各地の公害問題を調査する視点に加えて、日本における過去の公害問題を整理したり再検討したりする方向にある。

研究史を眺めてみると、戦前の公害問題の編年的な研究については飯島によってまとめられている<sup>(1)</sup>。そこでの視点は被害住民運動史として捉えられており、公害問題について住民の運動との関係で歴史的事実を浮かび上がらせている。また神岡は近代期に起こつた公害問題の資料を事例別にまとめており<sup>(2)</sup>、そこには川崎に関する公害問題の資料も収録されている。だがこれらの研究においては近代期に日本の各地で発生した公害問題の事例の紹介にとどまつており、ひとつひとつの事例についての詳細な分析には至っていない。そこで近代期の大阪の公害問題を、時代背景と現地の史料に基づいて分析した小田の研究<sup>(3)</sup>が参考となる。

大阪は、「煙の都」と呼ばれていたように、工場が大規模に集積していた。特に近代期には日露戦争や第一次世界大戦などによる好景気によって、大阪の臨海部や市の周辺部、そして新たに大阪市に合併されていく地域に工場が建設されていった。小田はそこで生じた公害問題を、工場立地の背景や行政の対応を紹介しながら被害の様子を伝えている。

特に注意すべきなのは、公害問題を起こした工場の周囲の住民が陳情などにより直接行動を起こしていることであり、工場の操業による環境の変化が公害問題を通して地域住民に認識されてきている。つまり公害問題は全国規模となる前に、被害が発生したそれぞれの地域の住民によって問題視されてきているのである。

最近の研究動向では、清水が足尾と別子の事例を中心に反公害運

動史として論じている<sup>(4)</sup>。ただし足尾も別子も鉱山業による煙害の問題となるので、大阪や川崎といった都市的な場所で発生した公害問題とは少し様子が異なるが、地域社会と企業の問題解決に向けた展開を明らかにしていく分析方法は大いに参考となる。

このように近代の公害問題は、高度経済成長期に各地での住民運動とともに明らかにされていった多くの事例に比べると認知度は低いが、歴史学・社会学等で注目されてきており、さらに個々の事例研究も蓄積されてきている。

したがってそれらの公害問題の歴史を捉えていく上で、日本において最大の京浜工業地帯、さらにその中枢部である川崎の公害問題をさかのぼって明らかにしていくことが重要なのである。

## (二) 近代期の川崎

この時期の川崎は、歴史上もっとも大きな変化を経験したものと思われる。それは近代化であり、工業化であり、そして都市化であった。

川崎市は現在、東京湾に面する臨海部から、多摩川の中流に位置する丘陵部まで、東西に細長く広がる市域をもっている。しかし川崎市が発足した大正一三年には、まだ丘陵部は含まれておらず、東海道本線の川崎駅の周囲から臨海部にかけてが、川崎市としての行政領域であった。さらにそれ以前の市制町村制施行時(明治三二年)には、現在の川崎区にあたる部分も、川崎駅を中心とした川崎町、川崎大師のある大師河原村、それから南に位置する田島村に分かれていた。川崎町は江戸時代には宿場町として機能していたが、大師河原村や田島村は農漁業を営んでいた。そこに東京と横浜の間にあるという立地条件によって、大工業地帯が形成されていくことになるわけである。

まず最初に大工場が建てられたのは、川崎駅の周囲であった。明治三九年に横浜精糖株式会社の工場が駅の北側の多摩川沿いに創業

した。続いて明治四二年には東京電気株式会社川崎製作所が同じ駅の北側の横浜寄りに創業している。この時期の工業化は、会社名からも分かるように東京と横浜の企業による安い工場用地を求めた川崎への進出であった。

第一次世界大戦の開始による全国的な工業化への流れは川崎の駅付近だけでなく、臨海部も大規模工場用地として姿を変えることになった。臨海部の工業化の様子については後で詳述する。こうした工業化は全体的な景観を変えるだけでなく、街のなかの様子も変えていった。

人口は大正期に入ると急激に増加し、それまでほぼ一定だったのがそれ以後第二次世界大戦期に至るまで増加の勢いが衰えなかった。そのことは明らかに他地域からの人口の流入を示している。工場の労働者としての流入がその最たる要因であり、この時期に労働者の街としての起源がある。

また元々川崎に住んでいた住民も工業化の影響によって生活基盤を変えていくことになる。つまり明治期には多摩川の沖積層の土壌を利用して梨や桃の果樹栽培が盛んに行なわれていたが、相次ぐ工場の建設による土地利用の変化などによって次第に衰退し、臨海部の工業化は地先海面を生業の場とする漁師から生活の糧を奪っていた。

こうした生活環境の変化に加えて、工場の操業による廃棄物のための被害が、地域の住民と工場との紛争を起す原因となった。当時は公害問題として認識されていなかったかもしれないが、地域住民にとっては各自の生活に関わる大問題であり、同じ地域の人々ともに集合的な行動を起こして被害に対処していくことになった。

## (三) 地域住民の集合行動

こうした公害問題を捉えるために、ここではひとつの視角を提示する。それが地域住民によって起こされる公害問題への対応、つま

り自治体に陳情したり工場に損害の賠償を要求するようなままとまりをもった行動である。被害を受ける個人は個々には被害に対処することが難しい。そこで集合行動という地域の人々と連帯をもって行動を起こすという手段が採られる。特に公害問題においては、高度成長期の住民運動に代表されるように、集合行動が目立って発生している。

集合行動とは広く人間の行動に当てはまるので、それを本研究に適用するために絞って考えていく。まずそのなかには社会運動と呼ばれる現象がある。これは労働運動や学生運動など、そこに所属する人々によって集合的に起こされる行動を示す言葉であるが、地域の住民によって起こされる集合行動を示す言葉に住民運動というものがあ。住民運動の定義としては、一定の住民組織がある要求や問題の解決のために、政府・自治体や企業に対して働きかける運動<sup>(5)</sup>というのがある。ここでは職業的に同一である場合は除外される。しかし近代期には農漁業など職住が近接しており、それぞれの地域の住民は同一の職業に属している場合が多い。したがって地域住民による集合行動として、公害問題への対処を捉え、その関わりについて論じることにする。

こうして川崎においても地域住民による集合行動の事例を見ることのできる。ではそれを紹介する前に、そのきっかけとなったこの地域での工業化を詳述する。

### 三 川崎の工業化

#### (一) 工場の立地

川崎の工業化の特徴は、地元資本によらない大工場中心であったことから、在来産業とは無関係に工業都市が形成されていったところにある<sup>(6)</sup>。以前は農漁村であった地域が、近代工業の発展にともなうて、東京や横浜からの外延的拡大の影響を受けることになった。

東海道の宿場町として栄えていた川崎は、明治五年の新橋・横浜間の鉄道の開通によって京浜間の要所として位置付けられた。さらに民間経営による鉄道の開通によって、川崎駅付近が工場用地として注目されるに至った。

本稿の対象とするのは川崎のなかでも臨海部であるので、そこを中心として工業化を追っていく。

川崎の臨海部は工業化される直前、田島村と大師河原村という行政領域であった。ここでは海苔養殖が盛んであり<sup>(7)</sup>、また果樹栽培を中心とした農漁村であった。川崎駅付近に工場ができた頃から臨海部にも工場用地として目が向けられるようになった。

まず工業化の最初の契機として個々の工場の建設がある。川崎の臨海部の場合は地先海面の埋立てという、現在では一般的になっているが、当時としては異例の方法が採られた。そのため用地の取得がいかにして行なわれたかを、はじめに述べることにする。

川崎の臨海部を埋立てようとする計画は明治三二年に東京の実業人たちによって出願されている<sup>(8)</sup>。それに対して田島村でも埋立願書を提出し、競願となり、神奈川県は明治三四年に地元の出願者に免許権を認可した。地元の人々による埋立て計画は果樹園を目的とした農業的土地利用のためであった。しかしこの時期に埋立てられた土地は後の日本鋼管株式会社や浅野セメントの工場用地として移管されることになる。

次に明治三九年に二つの事業計画が登場した。そのうちのひとつが後にこれも浅野セメントの工場用地となる。村野常右衛門と地元の政友会員による田島村地先の埋立て計画である。この計画は地元の漁業権を消滅させたために後に述べるような紛争を起こすことになったが、明治四二年には神奈川県によって免許権が与えられることになった。

これまでの段階では埋立て計画も小規模で土地利用も確定せず、事業者もさまざまであったが、浅野総一郎の埋立事業が登場することによって大規模に工業用地として臨海部が埋立てられていくこと

になる。明治四四年には村野らの免許権が浅野に譲渡されたと見られ、さらに新規に田島村と大師河原村の地先の埋立権を出願する。その年に埋立て計画のために鶴見埋立組合が創設され、工業用地造成を目的とした埋立て事業が大正四年に始められた。

後にこの工業用地を使用する代表的な企業である日本鋼管株式会社は大正三年、浅野セメントは大正六年にそれぞれ操業を開始している。日本鋼管株式会社は大正元年に、官営八幡製鉄所を退職した今泉嘉一郎と大学時代の同期であった白石元治郎によって主導的に設立された。工場の敷地は会社創立発起人の一人であった若尾幾造の所有する若尾新田とよばれる干拓地に決まった。しかし湿地であったために、工場を立てるための盛土・整地工事が施されている(9)。その営業開始直後に第一次世界大戦が起こり、華々しい発展を示すことになった。同様にこの埋立地に進出した企業は「大戦景気」によって、ほぼ順調に業績を伸ばしていくことになる。またこの京浜間の臨海工業地帯は浅野系列会社が多数を占めており、埋立てとセメント、造船と製鉄というように関連会社が集積した。ここに現在の川崎の臨海部の工場地帯の原型が形成されるわけである。

地先海面の埋立から工場の操業までの流れを具体的にみていくことにする。明治四四年に浅野総一郎は、澁沢栄一や安田善次郎らの協力のもとに、鶴見埋立組合を組織して、田島村と町田村(現横浜市鶴見区の一部)の地先海面の埋立計画を出願した(10)。大正二年の一月に神奈川県の大島知事は鶴見埋立組合の埋立出願に対する許可を下し(11)、その年の八月には埋立工事が始まっている(12)。日本鋼管株式会社では九月に工場と事務所の準備ができたことから試運転が行なわれ(13)、さらに十一月には本社事務所と製鋼工場、製管工場が完成した(14)。翌大正三年の一月からは製造に着手しており、この年から本格的な操業に入っている。

その後浅野セメントが大正六年に操業を開始し、周囲には浅野造船所や浅野製鉄所が出来ていく。浅野造船所は浅野総一郎の海運業との関係で建設され、造船用鋼板の製造にも手を広げるために浅

野合資製鉄所が設立された。その工場は浅野造船と隣接して建てられた。大正六年の十一月には浅野合資社長の浅野総一郎と日本鋼管社長の白石元治郎との間に鋼塊売買契約が結ばれている。京浜間の臨海工業地帯における浅野の活動は鶴見埋築と浅野セメント両社の事業の他に造船および製鉄の分野を加えることによって、きわめて多角的になった(15)。

浅野セメント工場が川崎に立地する直接のきっかけとなったのは、東京の深川における操業反対運動であった。明治一六年、官営深川工作分局を払い受け深川で民営工場として浅野セメントは発足したが、原料石灰石の焼成による粉塵発生のため地元民の反対を受けた。そのために移転を余儀なくされたのである。浅野総一郎は川崎地区の臨海部の埋立地に注目し、地元の反対運動を受けながらも川崎工場を建設し移転させた(16)。ちなみに深川工場でも操業は続けられた。

味の素は臨海部と異なり多摩川下流の沿岸部に立地した。当時の鈴木製薬所味の素工場は明治四一年一二月に神奈川県逗子町で製造を開始した。しかし味の素の製造工程中における塩酸分解の方法が悪臭と塩酸ガスを発生させると同時に、澱粉の廃液による水質汚濁のために近隣農家からの苦情が耐えなかつた。さらに明治四四年七月の暴風雨によって、工場施設が甚大な被害を受けたために移転用地をさがすことになった。最初は多摩川下流の左岸に計画されたが、大反対運動が起こり、工場誘致を進めていた対岸の川崎町に立地が決定した。左岸の工場立地反対運動は川崎町に建設が決定しても続けられた。しかし工場は大正三年九月に操業を開始している(17)。

工場の立地にもなって交通も整備されていくことになる。大正一四年に鶴見と川崎を結ぶ海岸電気軌道が開通した翌年、臨海工業地帯の本格的な鉄道が浜川崎―弁天橋間に開通した。この路線は大正七年に開通していた東海道貨物支線の川崎―浜川崎間の線路と接続され、その後鶴見にも延長された。海岸電気軌道は昭和四年に合併され、工場への支線や専用線も敷設された。こうして臨海工業地

帯における原料・製品輸送と通勤輸送が可能となった<sup>(18)</sup>。

その後の工業化は官側の動きによって進められた。昭和二年には臨海港湾調査会の審議によって、横浜港より鶴見、川崎海岸、多摩川河口を横断し、羽田、大森海岸を経て、東京港に至る京浜運河が計画された。さらにその浚渫土砂による約六〇〇万坪の新規埋立計画も立案された。神奈川県では内務省で確立したこれらの計画に基づき、旧大師河原村地先の水江町より多摩川河口に至る一五五万坪の埋立計画を立案し、昭和一二年より十カ年継続事業として着手した。

この背景には満州事変による軍拡の波とともに、重化学工業がこの臨海性適地に着目し、立地していく傾向を鑑みた工業人の要請があった。この計画は昭和一八年に第二次世界大戦のため、中止されることとなったが、戦後完成するに至った<sup>(19)</sup>。

こうして埋立工事はさらに進められたため、浅野総一郎による埋立に対しては反対していた旧大師河原村の地先海面も神奈川県による埋立計画によって工業用地に姿を変えていった。

京浜工業地帯の成立の特徴は石塚<sup>(20)</sup>によると以下のようになる。第一に工場立地に必要な広い埋立地の造成事業をめぐって、多額の資本調達、先進的な土木技術、大量の労働力、大規模な機械制工場の操業に必要な電力と工業用水の供給という問題があった。そこで有力な財閥資本などの集中的そして継続的な投資活動に加え、政府または地方団体による助力を必要としたということ。第二に工業地帯を組み立てる企業集団の形成において、同一の企業内部における経営規模の単純拡大と、二つあるいはそれ以上の単一企業が隣接地域に立地する、という両方の資本集積の端的な形態があったということ。第三に資本と労働力が限られた範囲の特定地域に集積集中する過程で、それに対応する環境対策が追いつかなくなる。そこで工業化による都市化のひずみとして都市問題が発生し深刻化したということである。

## (二) 立地紛争

前にも述べたように川崎の臨海部の工業化は、在来産業と無関係に進められたので、臨海部を漁場とする人々あるいはその他の周辺地域の住民によって紛争を生じることになった。

埋立をめぐる代表的な事件は明治四四年一二月に田島村で発生した<sup>(21)</sup>。浅野セメントの移転に際して埋立工事に着手しようとしたところ、何も知らされていなかった村民が反対運動に立ち上がったのである。村選出の郡会議員と村内の有志によって浅野セメント起業反対期成会が結成され、村内で反対の遊説を行なった。この反対運動の直接の原因は村長らが独断で漁業権を放棄し、埋立許可を与えるきっかけを作ったところにある。また埋立権は当初、京浜運河の開鑿のためであったが、結果的には東京の深川で市民の排斥を受けていた浅野セメントの工場の移転用地となったのである。生業の存続に関わるため、田島村の漁業者の総代は漁場売却をめぐる問題の仲介者であった大師河原村長に苦情を訴えている<sup>(22)</sup>。

ただし浅野セメントの工場をめぐる立地紛争はこれが最初ではなかった。浅野総一郎がはじめに川崎で目につけたのは大師河原村であった。明治四四年七月、浅野は県当局に大師河原村池上新田地先の海面埋立を出願した。しかし埋立による海苔漁場の喪失とセメント粉末による農作物被害を危惧した村民の反対運動によって許可は下りなかった<sup>(23)</sup>。

大正二年八月の浅野埋立に対する反対運動は浅野総一郎による事業計画が川崎の臨海部一帯に及んだために隣村間での連合運動となった<sup>(24)</sup>。最初は町田村と田島村によって起こされていた運動が鶴見川をはさんで向かい側の生麦地区も加えていった。なおこの運動の担い手になっていたのは一部の村民の代表者であった。

この時期には地先海面が漁業から工業へと使用目的を変えていく時期であり、田島村の他にも横浜から川崎にかけての臨海部である子安・生麦・町田・大師河原で埋立てをめぐって企業家・漁業者・

自治体の間で対抗と妥協が繰り返されている。結果的にはこれらの臨海部は重化学工業地帯へと移り変わっていった。

昭和十二年一月二三日に開かれた大師漁業協同組合の惣代会の議事録<sup>(25)</sup>によると、漁業資金、組合員移動および新加入者調査などと並んで海面埋立に關して異知事に陳情という議事がある。そこでは陳情することに異議なく承認するように求められている。つまり海面埋立に關する集合行動が、漁業組合によって担われていたことが分かる。

味の素川崎工場の立地に対しては前述したように川崎よりも対岸の東京府荏原郡六郷村で反対運動が繰り広げられた。川崎町では反対運動に対して工場誘致を主張して対抗運動が起こされている<sup>(26)</sup>。

六郷村では大正十二年六月に工場設置認可取消しの陳情書を提出し、翌年三月の帝國議會ではこの反対運動の中心であった代議士の高木正年が工場建設の許可問題について政府を追求している。

工場立地に關する紛争は、工場が建設され操業が開始されると終結するが、新たに別の問題が生じる。それは立地紛争においても予期されてはいた、工場の排出物による公害問題である。

#### 四 公害問題の発生

##### (一) 味の素川崎工場をめぐる

まず味の素に關する公害問題から概観していく。

味の素による公害問題は水質問題や悪臭問題をめぐって発生している。その被害は海苔や梨・桃に大きな被害を与えた。排出物による被害のため、味の素と海苔漁業者が対立する形で公害反対運動が起こされた。

大正十二年二月一日、以前から紛擾を重ねていた大師町の海苔被害問題に關して、漁民約一二〇〇名が味の素工場へ押し掛け、代表

者が要求を会社側に提出した。会社側は強硬な態度を示したので形勢は險悪となり、川崎署長の斡旋によって協定を遂げている。また工場から引き上げた後も漁民は大師町漁業組合事務所集合して善後策について協議している<sup>(27)</sup>。

これに続いて橘樹郡水産会は郡役所で委員会を開き、海苔被害の善後策について熟議した後に、被害の原因の調査に關して会長が知事に陳情書を提出することを決めている。陳情書には海苔の豊凶が生業者の利害に關係あるのみでなく、一般需要者や關係諸商人並びに町の經濟に影響することが極めて大きいこと。したがって海苔の發育の不良のために生業者も町民も困っていること。そして町民が県に陳情したり、工場に大挙して迫ることを水産会が憂慮するため、県に考慮を促すということが述べられている<sup>(28)</sup>。

さらに海苔業組合の代表は損害賠償に關する交渉のため、代議士・県議等とともに会社側と会見している。東京で話し合いはもたれたのだが議論は容易に纏まらず、海苔業者側は会社に対して、相当金額の賠償金を要求した。会社側はその後橘樹郡役所に郡長を訪問し、長時間に渡って懇談している。なお海苔業者側も海苔事務所において、会見の様相を報告し今後の方針を協議している<sup>(29)</sup>。

また味の素を含めて多摩川沿岸の工場からの放流排水に対して、衛生上の問題を感じた大師町は、町会の決議を経て意見書を町長の名前で知事に提出している。これは町村制第四三条の適用とある<sup>(30)</sup>。

昭和期に入っても海苔採取業の被害は発生し、それに対する集合行動も続けられた。昭和七年二月には対岸の東京府羽田町海苔採取業組合員が漁船数艘に分乗して味の素の工場に押しかけ、会社の庶務課長と会見した<sup>(31)</sup>。同月に大師河原の海苔採取業組合員も大師平間寺公園内の大師演芸館に集合して、工場からの流出物が海苔採取場の海苔の付着を悪くしたとして、被害の対策について話し合っている<sup>(32)</sup>。同年には大師の漁業組合から關係諸機関宛に陳情書が出されている<sup>(33)</sup>。

さらに昭和十一年には大師漁業組合から組合長理事の名で、味の素川崎工場に同様の陳情書<sup>(34)</sup>が出された。そこから読み取れるのは大師地区の漁民が川崎の諸工場の発展の犠牲となって年々減亡に近づきつつあることや、それを克服するためには多大の費用を要するので各会社工場の援助を受けなければならなかったということである。

またこの史料では陳情書が組合内のそれぞれの地区（町丁レベルの住区）の代表者の名前によって川崎市長に提出されている。したがって漁業組合の集合行動でありながらも、構成員の段階では地域住民の地区別のつながりを基盤としていたことが分かる。

農業者も味の素工場から発散される塩素瓦斯によって桃や梨が多量の被害を受けた。そのため大正一二年には当業者の代表が郡長に面接して陳情し、これを受けて郡と会社が技師を派遣して被害調査のために懇談している<sup>(35)</sup>。

その翌年、郡役所の調査によって大師町役場において、市民側と郡、郡農会、市農会、会社側の代表が出席の上、被害高が発表された。その結果、味の素の見舞金の交付による解決への運びとなった<sup>(36)</sup>。

これらの味の素の工場による農作物に対する被害は毎年のように発生し、さらに工場が多摩川の堤外地に立地していたため、水害によっても被害を増幅させた。昭和三年には工場からの排出物が水害によって大師町の耕地一帯に浸水し、梨・桃・無花果が枯死する状態となったために、農事実行組合の代表者が上京して工場の専務に陳情している<sup>(37)</sup>。

味の素による被害は海苔採取業や農業など、産業への影響が大きく、地域住民のなかでも多くは生業別の集合行動として現われている。これは被害形態が水質汚濁であったために、局所的な被害として生じたためである。飲料水への影響は明らかにできなかった。したがって味の素工場による公害問題への集合行動は、個々の地域住民というよりも同業者組織に担われている。

## (二) 浅野セメント川崎工場をめぐって

次に近代期の川崎でもっとも公害問題が大規模となった浅野セメントの降灰問題について述べることにする。浅野セメントが川崎工場で操業を開始した大正六年七月の直後から、降灰の被害が発生した。それに対して地元の地域住民は浅野セメントに対して苦情を申し入れることになった。

工場が立地している田島村では土地の発展のため、被害問題を村会の議に附すことを遠慮することになったが、隣の大師河原村では村会の決議を以て委員を選定し、請願書を県庁に提出している<sup>(38)</sup>。

それまでの過程は大師河原村において、浅野セメントからの粉末が農作物はもとより人体にまで被害を与えていたので、緊急村会を招集して協議した。その結果、工場法の規定に基づいて知事より会社に対して除外工事を施すように訴えるために意見書を提出することに決まった。そのための実行委員を村会議員と勸業常設委員によって結成し、知事に意見書を提出した。その後、大師河原村の漁業組合も総会を開いて同様に陳情している<sup>(39)</sup>。

さらに大師河原漁業組合は販売上の価格においても大影響を及ぼすという理由によって、総会で決議し組合長・理事が委員となって県庁へ陳情書を提出した。浅野セメントによる公害の具体的な様子は、西北風の際に海面に工場からの排出によって降灰し、養殖の貝類は死滅し、産物である海苔は乾燥の時を含めて海陸両方で大被害が生じるというものであった<sup>(40)</sup>。村民による被害状況の訴えは知事だけではなく、県の警察部長や農務課長にまで及んだ<sup>(41)</sup>。

このように降灰という公害問題の発生当初は村会と漁業組合によって集合行動が起こされていた。特に村会では実行委員が結成されており、村長とともに陳情時には数名が登場している。

大正一二年には、浅野セメントの降灰による被害が何年経っても治まらないので予防装置のための陳情が行なわれた。会社側は見舞金による解決への方策をとったが、毎年夏になると浅野セメントの

工場が風上側になるので降灰問題は再発した。

この時期には大師町長が知事や郡長へ陳情を繰り返す以外にも、町民による協議会<sup>(42)</sup>や地区代表<sup>(43)</sup>など集合行動の様子が変化してきている。町民による協議会は町役場で開かれ、地元選出の県会議員を含めた数名が県庁を訪問し、知事が不在であったために内務部長と警察部長に面会している。地区代表による陳情は前出の県会議員と町の助役とともに県庁に出頭し、知事、警察部長、工場課長に面接するともに行なわれている。

工場への直接行動においても同じ傾向が見られ、大正一三年七月二四日には大師地区の住民千人が浅野セメントへ押し寄せ、示威運動を試みている。会社側は金銭での解決を企図していたが、町民は衛生保健上の影響を調査するように求めて行動を起こしている<sup>(44)</sup>。

以後、より狭い範囲での集落別の集合行動<sup>(45)</sup>や、川崎市議全員協議会が浅野セメント降灰被害調査のための委員を選挙し公平な交渉を開始する<sup>(46)</sup>など新しい動きも見られる。

セメント降灰のもっとも夥しかった大師町の池上新田、四ツ谷、台、遠藤野では会社に対して一時仕事を中止するか、セメントの飛ばぬような完全な設備を要求している。しかし結局は実行委員が会社側と折衝をすることになり、それら四地区の住民のなかから不満も出ている。

これらの動きは被害地がその程度によって住区別に分類されたことや、大正一三年七月一日の川崎市の市制施行の影響が考えられる。それ以後の集合行動の様子としては、小さな規模では住区別の被害地の代表市民による積極的行動<sup>(47)</sup>から、より広い範囲では浅野降灰被害市民共済会の組織化<sup>(48)</sup>という住区にとられない個人的な参加形態に至るまで、様相を変化させていった。

川崎市の一部となった旧大師町のなかでも、地区別に地元代表を立てて市役所に陳情したり、被害地全部の区長会議が開会されたりしている。また浅野降灰被害市民共済会とは、旧大師町民の被害程

度の根本調査のために組織され、一年間の被害程度表を作成して、統計年表として損害賠償を請求するものである。調査内容には、被害区域世帯主の住所、職業、被害家族の人員、水田及び畑、宅地、建物等の坪数とその被害金額、樹木又は商品の被害金額、以上被害金額の合計がある。これらを記入して被害各戸から提出させ、具体的被害額を産出しようとしている。

毎年のように風向の変化によって発生していた降灰問題は記録によると昭和五年ごろまで続いている<sup>(49)</sup>。

浅野セメントの公害問題をめぐる集合行動は、降灰による被害という大気汚染の公害であったために、産業だけでなく地域住民の生活にも被害を与えることになった。時間が経過していくにしたがって分かることは、工場側の排出物の除外対策が進まないのもさることながら、集合行動の形態が変わりつつあることである。旧大師河原村に属していた範囲で、主に公害問題が現われているが、最初は町村単位で行動が起こされていたものが、川崎市の市制施行による合併などもあり、町村より細かい地区別の集合行動が現われることになった。

### (三) 集合行動の現われ方

味の素と浅野セメントの川崎工場をめぐる公害問題は、以上のように操業開始から地域住民に被害を与えた。これを被害の列挙に終わらせるだけでなく、いかにして地域住民が公害問題に対応していったかについても言及しておきたい。

公害問題に対する集合行動の中にも、組織の代表的な指導者が存在する。彼らは行政組織の幹部であったり、または同業者組合の幹部である場合もある。なぜなら陳情においては市町村から県や国へと制度に基づいて訴えが提出される。また生業に関わる被害が生じると同業者内で話し合いがもたれ、その結果として工場や県へと申し立てがなされている。つまり公害による被害者一人一人が別々に



行動を起こすわけではなく、既存の組織に基づいて集合行動として、公害問題が明らかになっていくという過程をたどっている。

さて、それぞれの集合行動をまとめる代表者に関してであるが、行政組織にしても同業者組織にしても、この地域の有力者ということになる。例えば川崎で初めて公害問題が起きた大正期から昭和初期にかけて、登場する集合行動の代表者の中には、それ以前からの地域において有力な代表的人物であった者もいる。时期的には二〇年ほど過去になるが、「川崎警察署文書」に登場していた人物<sup>(50)</sup>が、公害問題をめぐる記事にも現われてくるのである。

そこには川崎のなかでも臨海部の旧町村であった、大師河原と田島における地域の意志決定の構造が現われていると考えられる。つまり、選挙活動などの地域内の政治活動にしても、公害問題をめぐる対策にしても、地域住民の集合行動を見ることがよって、地域社会としての行動を決定するメカニズムが明らかに出来るのである。

## 五 おわりに

### (一) 都市公害の形成

さて川崎の公害問題について論じてきたわけであるが、今後の課題を述べる意味をも含めて公害史研究との接点を探ってみる。

近代期初期に起こった足尾などの鉱山における公害問題とは少し位置付けが異なる。都市公害は東京、大阪のような大都市をはじめとして、人口集積がかなりの速さで進んでいく場所においてみられる。川崎の場合も大工場の創業によって人口は増大し、かつての農漁村が外部からの流入者によって都市へと変化した。さらに工業化初期の時点における大都市周辺部という位置条件は、公害問題を発生させていた工場をも招くことになった。この都市化による都市問題と公害の発生という二つの現象が近代期の川崎においては見られるのである。

都市公害とはこのように都市化と工業化の悪条件が重なったところで形成されていくわけであるが、いかにして事実を浮かび上げられるか方法を考えてみる。まず条例を中心に法令制度を検討することである。ひとつの地域が抱えていた公害問題は、行政当局にとつても解決を迫られていた課題であり、そこでは対策が講じられたはずである。次にそのような公害問題によって生じた事件を調べていくことである。そのためには当時の新聞から関連する記事を集めていく方法がある。公害問題の経過はなんらかの異議の申し立てが出されない限り被害は顕在化しにくい。したがって事件が目に見える形として活字化されることが重要であると考えられる。これらは既存の公害史研究に使われている方法であり、大いに参考になる。

もうひとつ提示しておきたいのは、そうした公害問題を世間に明らかにさせようとした人々の動きである。それは実際に被害を受けて加害者を追求する形で集合行動を起こした地域の住民であったり、公害問題を探り上げて対策を立てようとした担当者の行動でもある。ここには公害問題という共有された関心の他にそれぞれの生活や仕事がある。したがって日常的な立場と公害問題を結びつけていくことが今後示していかねばならないと思われる。このように公害問題という事件を取り巻く川崎という場所の特徴と、工業化された近代期という時代背景が鍵となってくるのである。

### (二) まとめ

以上のように近代期の川崎では、公害問題がかなり深刻な状況として捉えられていた。しかしながら高度経済成長期の公害問題については裁判闘争を含めて注目されているにも関わらず、近代期の公害問題についてはまだなじみが薄い。そこで当時期に発生した事例のひとつである川崎の公害問題について紹介することにした。

また川崎という都市が、いかに形成されていたのかも示せたとと思われる。ただし本稿は臨海部のみに注目しているため、川崎駅周

辺から丘陵地域にかけての内陸部の工業化については割愛している。

京浜工業地帯の川崎を初期の事例としてそれ以後日本の工業地帯は臨海部の大規模開発が中心となる。そこで生じる問題はまず、工場用地をめぐっての地先海面の埋立の問題。さらに工場の操業による周辺地域への住民と既存産業への悪影響の問題が挙げられる。これらはそれぞれの地域によって細かい展開は異なるが、工業化・都市化という大きな枠組みで考えていくと共通する要素は多いと思われる。川崎における公害問題の発生に対する集合行動を見ていくことで、受皿となる地域社会の工業化の受容の歴史が明らかになったのではないだろうか。これは川崎の臨海部だけの事例ではなく、他の地域とも比較が可能である。

#### 注

- (1) 飯島伸子「日本公害史研究ノート」(一)(二)(三)、『公害史研究』三―三、三―四、四―一、昭和四九年、昭和四九年、昭和四九年。
- (2) 神岡浪子編『資料 近代日本の公害』(新人物往来社、昭和五一年)。
- (3) 小田康徳『近代日本の公害問題』(世界思想社、昭和五八年)、同『都市公害の形成』(世界思想社、昭和六二年)。
- (4) 清水みゆき『近代日本の反公害運動史論』(日本経済評論社、平成七年)。
- (5) 宮本憲一「住民運動の理論と歴史」、『現代のエスプリ』九三 住民運動、昭和五〇年)。
- (6) 大田勇・高橋伸夫・山本茂「日本の工業化段階と都市形成(上)」、『経済地理学年報』一六一―一、昭和四五年)。
- (7) 新井一弘「川崎・大師地区の海苔養殖事業の成立過程」、『京浜歴史科研年報』三、平成元年)。

- (8) 新井一弘「京浜連河事業開始期の歴史相」(『京浜歴史科研年報』六、平成四年)。以下の埋立てに関する記述は当論文を参照した。
- (9) 服部一馬「浅野総一郎と京浜工業地帯の成立(五)」(『経済と貿易』九九、昭和四四年)。
- (10) 石塚裕道「京浜工業地帯成立期の都市問題」(『神奈川県史』各論編一 政治・行政、昭和五八年)。
- (11) 服部一馬「都市振興策としての工業化」(『経済と貿易』一四四、昭和五〇年)。
- (12) 鳴村龍蔵「工業地帯形成期の町村の動向について」(『神奈川県史』各論編一 政治・行政、昭和五八年)。
- (13) 神奈川県内務部編「川崎方面ノ工業」(大正五年)。
- (14) 注(9) 参照。
- (15) 同右。
- (16) 石塚前掲論文。
- (17) 鳴村前掲論文。
- (18) 原田勝正「神奈川県川崎における鉄道網の形成」(山本弘文編『近代交通成立史の研究』法政大学出版局、平成六年)。
- (19) 神奈川県『京浜工業地帯の実態——工場立地篇——』(昭和二八年)。
- (20) 石塚裕道「京浜工業地帯成立史研究覚書」(『郷土神奈川』二五、平成元年)。
- (21) 横濱貿易新報：明治四四年二月二〇、二二、二三、二四、二五、平成元年)。
- (22) 横濱貿易新報：大正二年二月八日
- (23) 東京朝日新聞：明治四四年一〇月二五日
- (24) 横濱貿易新報：大正二年八月二〇日
- (25) 川崎市役所資料「農林書類」(昭和二二年) 神奈川県立公文書館所蔵。
- (26) 横濱貿易新報：大正二年六月二八日
- (27) 横濱貿易新報：大正二年二月二日。なお川崎の公害問題

に関わる記事は、神奈川県立川崎図書館『京浜工業地帯公害  
史資料集』（昭和四七年）にも収録されている。

- (28) 横浜貿易新報：大正一二年二月四日
- (29) 横浜貿易新報：大正一二年二月七日
- (30) 横浜貿易新報：大正一二年三月一四日
- (31) 横浜貿易新報：昭和七年二月一九日
- (32) 横浜貿易新報：昭和七年二月二六日
- (33) 『味の素沿革史』（昭和二六年）。
- (34) 注（25）参照。
- (35) 横浜貿易新報：大正一二年四月二六日
- (36) 横浜貿易新報：大正一三年八月二九日
- (37) 横浜貿易新報：昭和三年一〇月二三日
- (38) 横浜貿易新報：大正六年七月二五日
- (39) 横浜貿易新報：大正六年七月一七日
- (40) 横浜貿易新報：大正六年七月二七日
- (41) 横浜貿易新報：大正六年七月二八日
- (42) 横浜貿易新報：大正一二年四月七日
- (43) 横浜貿易新報：大正一二年四月一四日。地区代表とは各集  
落別のまとまりであり、町内会規模の大きさと考えられる。
- (44) 横浜貿易新報：大正一三年七月二五日
- (45) 横浜貿易新報：大正一三年七月二六日、八月八日
- (46) 横浜貿易新報：大正一五年一〇月二六日
- (47) 横浜貿易新報：昭和二年六月四日、八月二一日
- (48) 東京日日新聞：昭和二年八月二五日
- (49) 神奈川県立川崎図書館『京浜工業地帯公害史資料集』（昭  
和四七年）参照。
- (50) 新井一弘・植山淳『川崎警察署文書』の登場人物について  
（『京浜歴史科年報』五、平成三年）。

